

# 王寺町制100周年記念事業推進業務仕様書

## 1 業務名

王寺町制100周年記念事業推進業務

## 2. 業務目的

本町は、令和8(2026)年2月11日に町制施行100周年を迎える。

本業務は、この歴史的な節目を、本町のこれまでのあゆみや歴史・文化を再認識する機会とするとともに、町民の「愛着」や「シビックプライド」を育むことを目的としたイベント企画や町内外へのプロモーションを行うものである。

## 3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年3月31日とする。

## 4. 業務内容

王寺町の町制施行100周年を記念した広報プロモーション、イベント企画を実施するものである。なお、業務の詳細については、選定事業者の提案を基に業務着手時に協議のうえ決定する。下記業務内容に留意しながら、よりよい提案を求める。

### (1) 特設PRサイト制作

町制100周年記念に関連した取組(記念行事・記念誌等)についての情報を集約し、発信するための特設ページを王寺町公式サイト内に制作する。その他、各方面からのお祝いメッセージや多様な人々が王寺町の魅力について話す動画等の掲載を想定しているが、効果的にプロモーションができるような提案を行うこと。

#### ○特記事項

- ・作成したWEBページ及び動画等のデータ形式や提供方法については発注者と協議のうえ決定すること。また、作成した動画の一切の著作権は発注者に帰属するものとする。
- ・取材、撮影にあたっては、出演者、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。また、撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得及び日程調整等撮影に係る必要な手続きの一切を行うこと。出演料・使用料などの費用は委託料に含まれるものとする。
- ・公開後も継続して運用できるよう、容易に内容の更新ができるものとする。

### (2) 記念誌の企画・制作

幅広い層の町民に、町の歴史や文化などへの理解を深めてもらい、自分たちのまちに愛着と誇りをもってもらえるような内容とする。町制100周年であることを踏まえ、過去から現在までの王寺町について、写真やイラストで感じられるように工夫するとと

もに、企画提案、関係先の取材、文章作成、写真撮影、イラスト（地図・表・グラフ等を含む。）作成など一連の編集業務及びレイアウト・デザイン制作業務を行うこと。

○記念誌仕様

- ・規格：A4×32ページ、フルカラー
- ・用紙：マットコート90kg
- ・部数：20,000部
- ・納期：令和7年1月31日（金）
- ・納入場所：本町が指定する場所に指定する部数を納入すること。

○特記事項

- ・取材、撮影に必要となるスタッフ、出演者、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。また、撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得及び日程調整等撮影に係る必要な手続きの一切を行うこと。使用料などの費用は委託料に含まれるものとする。
- ・本町が所有する資料が必要な場合は都度提供するものとする。
- ・記念誌のフォントや色彩については、合理的配慮に適合したものとする。

(3) 1年前記念講演会

町制100周年を記念した講演会を開催する。参加募集対象は町民を優先した一般とし、主催は本町とする。日程、開催場所等は次のとおりとする。募集人数については、本町との協議により決定する。

○開催日 令和7年2月11日（祝・火）

○会場 王寺町文化福祉センター 大ホール（定員586人）  
（奈良県北葛城郡王寺町畠田9丁目1608番）

○入場料 無料

○イベント実施体制

- ・責任者1名、プロ司会者1名、来場者対応スタッフ、受付スタッフ、舞台管理スタッフを適正数配置すること。（本町職員5名程度配置可能）
- ・スタッフは、イベント内容に関する経験を有し、安全管理ができる者であること。
- ・責任者及びスタッフは、本町職員と連携しながら、円滑な来場者対応をすること。
- ・会場演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配、講演会の進行、運営を行うこと。搬入及び設営はイベント前日2月10日（月）9時から、撤収はイベント終了後から当日18時頃までの間にできるものとする。
- ・全体管理マニュアル、運営台本等を作成すること。
- ・出演者等の送迎、アテンドを行うこと。

○特記事項

- ・若年層を含めた幅広い層の参加が見込めるような出演者及びプログラムとすること。出演者については本町と協議により決定すること。
- ・講演会事務局を設置し、問い合わせ対応、参加証の交付、事前申し込み受付業務及び当

日受付業務等を行うこと。

- ・出演者・司会者の謝金、出演者・司会者等の交通費等、運営に係る一切を委託費に含む。
- ・参加者に会場で、講演会に関するアンケートを行う。(案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。)

#### (4) 進行管理・情報発信

- 各業務の実施にあたっては、事前に町と十分に協議することとし、定期的に本町と打ち合わせ、進捗状況の報告の場を設けること。
- 本業務にあたり、受託者は可能な限り情報発信に努めること。

### 5. 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本町と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、1か月に1回程度、原則王寺町役場において定期ミーティングを行い、受託者は終了後速やかに議事録を提出すること。

### 6. その他運営上の要件

#### (1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネーター）すること。

#### (2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

#### (3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

### 7. 成果物

- ・WEBページ及び動画完成品 関連資料 一式
- ・WEBページ及び動画制作時の関連資料 一式
- ・記念誌 20,000部
- ・記念誌制作時の関連資料 一式
- ・1年前記念講演会実施報告書 一式
- ・上記の電子データ 一式

○納品場所 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23  
王寺町総務部 政策推進課

### 8. 契約に関する条件等

#### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、本町の

承諾を得たときは、この限りではない。

## **(2) 成果品の利用及び著作権**

- ①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに王寺町に無償で譲渡するものとする。
- ②受託者は、本著作物に関する著作人格権を行使しないものとする。
- ③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## **(3) 業務の履行に関する措置**

王寺町は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に王寺町に書面で通知しなければならない。

## **(4) 機密の保持**

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## **(5) 個人情報の保護**

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、王寺町個人情報保護条例を遵守しなければならない。

## **(6) 資料の貸与**

事業者は、業務を行うにあたり、本町と協議のうえ必要な資料を請求するとともに、貸与した資料について十分に確認の上、適切に管理し、業務完了後は速やかに返却又は廃棄すること。

## **9. 事業費限度額と支払方法**

### **(1) 事業費限度額**

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### **(2) 支払方法**

業務完了確認後、全額を払うものとする。